

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神河町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.7%
全職員	103.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-%
本庁課長相当職	100.3%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	89.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.0%
31～35年	95.3%
26～30年	94.5%
21～25年	89.5%
16～20年	-%
11～15年	106.3%
6～10年	84.4%
1～5年	92.0%

【説明欄】

・給与の一部として支給している扶養手当、住居手当については、世帯主である男性に支給している場合が多い等の要因で、女性に比べて男性の給与額が高くなっている。その差は、係長相当職にあたる年代で特に大きく表れている。

・任期の定めのない常勤以外の職員について、男性職員は一般事務職と技能労務職の職員が在籍しているが、女性職員は技能労務職の職員しか在籍していないため、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。